



全タク連発第134号  
令和6年11月22日

厚生労働省 年金局長 様

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

会長 川鍋一朗

労務委員長 武居利春

地域交通委員長 田中亮一郎



### 高齢のタクシー運転者の年金に関する要望について

平素はハイヤー・タクシー事業の運営と労働者の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、タクシー業界では3年半にわたる新型コロナウィルス感染症の蔓延からタクシー利用が急激に減少した影響等により、タクシーの運転者が約2割減少してしまいました。

その後、昨年5月に5類に引き下げられた以降、急速な外出等の回復により、タクシー運転者の不足がタクシー不足を招き、公共交通機関として多くの利用者の方々にご迷惑をおかけする事態となりました。

現在、国土交通省様の支援などを受けて運転者的人材確保に万策を講じ、1年間で約8,000人余りの増員を得ておりますが、依然としてコロナ前の人員を充足するには至っておりません。

さらに、タクシー運転者の年齢は高齢化しており、令和6年3月末現在65歳以上の高齢者が全国の約45%を占めています。

在職老齢年金支給停止制度は高齢者の働く意欲を減退させ、労働時間の短縮を招いており、その結果、タクシー供給不足の一因ともなっていると考えられます。

高齢労働者の就労意欲を維持・向上させ、各地域の公共交通機関としての使命を果たすために、下記について、善処を賜りたく要望いたします。

#### 記

高齢者について現在月50万円とされている在職老齢年金支給停止額は、高齢運転者から働く意欲を低下させ、労働時間や出勤日数を短縮させることから、その金額を引き上げ又は撤廃すること。

以上について、何卒ご高配を賜りますようにお願い申し上げます。